

特定生産緑地（鎌ヶ谷市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和7年10月22日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

特定生産 緑地番号	位置	特定生産 緑地指定済面積	解除面積	公示日
088-T1	南初富二丁目B生産緑地地区	約0.23ha	2,238.00㎡	令和7年10月22日
089-T1	南初富二丁目C生産緑地地区	約0.15ha	1,534.00㎡	令和7年10月22日

「区域は指定図表示のとおり」